

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十三番天下みゆき君。

〔二十三番 天下みゆき君登壇〕

○二十三番（天下みゆき君） 天下みゆきです。大綱一、四病院再編構想の撤回を求めるについて伺います。

精神医療センターと東北労災病院の合築に向けた基本合意については、令和六年度に協議継続となりました。当事者の皆さんからは、「方針の二転三転によって、多大なる不安と精神的苦痛を与えられ続け、平穏な日常を脅かされてきたが、協議継続は更に精神的苦痛を助長し病状を悪化させている。精神医療センターの富谷市移転はやめて、もう私たちを苦しめないでくれ」と、悲痛な叫び声が上がっています。知事はこの声にどう答えますか、お答えください。

そもそも県内の精神科病院は、県北が約二千百床に対して、県南が千三百五十床と少なく、更に精神医療センターの本院が富谷に移ったら、県南は拠点を失ってますます薄くなり、県北は民間病院との競合が起きると指摘されています。一方、精神医療センターの患者さんは太白区以南の方が多いわけですから、この計画は、県内の精神医療のバランスを更に大きく崩し、南の患者さんから医療を奪う計画と言わざるを得ませんが、知事の見解を伺います。

また、名取市内にはグループホーム九施設、短期入所七施設、居宅介護十六施設、生活介護や就労支援など日中活動系二十六施設、相談支援八か所、児童通所系十七施設が集積し、患者さんたちが医療を受けながら安心して暮らせる地域をつくってきました。名取が分院となれば、三十年くらいかけてつくってきた地域包括ケアシステム、にも包括の維持は困難となると思いますが、いかがですか。

昨年九月一日に、宮城県精神科病院協会が県立精神医療センターの富谷移転反対の声明を発表。この反対声明に、仙台市医師会、県精神神経科診療所協会、日本精神科看護協会宮城県支部、県精神保健福祉士協会、県精神障がい者家族連合会、各精神科病院・クリニックなど、県内の精神医療保健福祉に関係する、なんと七十九機関・団体が賛同していることについて、知事の受け止めを伺います。また、病院は医療・保健・福祉との連携なしには成り立ちませんが、反対を押し切って富谷市に移転して、関係団体

との連携はうまくいくとお考えですか。知事、お答えください。

県と精神医療センター職員とのサテライト案に対する意見交換は、二月定例会後行われていないと、県の担当課から伺いました。その理由は、県が示したサテライト案三案について、センター職員から出された問題点、具体的には、人員体制の問題、三案とも赤字計算で経営的に非効率であること、南の患者数が多いのに富谷を本院、名取を分院としていること、この三点の問題点を解決する県の案がつかれていないからだということでした。精神医療センターの職員と合意できるサテライト案がまとまる見通しはあるのか、お答えください。

共産党県議団で四月二十三日に、労働者健康安全機構本部に行ってきましたが、機構では「県のサテライト案がまとまらないと協議できない」と言っており、協議が止まっています。同じ理由で、県精神保健福祉審議会との協議も止まっています。知事が精神医療センターを病院再編に巻き込んでから三年たちますが、患者さんの病状を悪化させ、精神医療センターの職員との協議もまとまらず、労働者健康安全機構との協議もできない状況です。知事、富谷移転は断念し、名取での建て替えに方針を転換すべきではありませんか、お答えください。

四病院再編構想の議論が始まる前の二〇二〇年度と二二年度の退職者数を調べたところ、精神医療センターは十人から十八人に八〇%増、がんセンターは三十一人から五十四人に七四%増えていました。その中でも、精神医療センターの看護師は五人から十二人に二・四倍、がんセンターの医師は九人から二十一人で二・三倍、看護師は十六人から二十五人で一・六倍の退職者の増加でした。退職者が急増していることについて、知事の見解を伺います。

県は、四病院再編の議論の中で、仙台医療圏について、総人口は減少するが、六十五歳以上の人口増で入院患者数は二〇四〇年にかけて増加すると予測される。一方、生産年齢人口が減少するため、働き手、医療従事者が不足する。この需要と供給のギャップを解消するために、急性期病床から人員配置基準の少ない回復期病床や在宅等への移行を進めると言っていますが、二つの疑問があります。

一つは、需要と供給のギャップを解消するために、急性期病床から人員配置基準の少ない回復期病床や在宅等への移行を進めると言っていることです。急変しやすく重篤

になりやすい高齢者は急性期医療も重要ですし、退院に向けたリハビリ等を行う回復期医療も必要です。本来、病床機能は目的に応じて使われるべきです。それが急性期は人手がかかるからという理由で、人員配置基準が少ない回復期病床や在宅に移行するというのでは、助かる命も助からないことが危惧されます。また、在宅医療は家族の離職により更に働き手を減らすことにつながることも考慮されるべきと考えますが、知事の認識を伺います。お答えください。

もう一つの疑問は、不足する医師や看護師等を抜本的に増やす計画をなぜつくらないのかということです。宮城県の二〇二〇年の人口十万人対医師数は二百五十八・五人で、全国値二百六十九・二人より低く、全国順位は二十九番目です。二次医療圏別では、仙台医療圏は全国値を超えていますが、ほかの三つの医療圏は全国値の六割台と大きく下回っています。厚生労働省が定めた医師偏在指標では、仙台医療圏は医師多数区域、ほかの三医療圏は医師少数区域とされています。ところが、医師確保計画における二〇二四年度から二六年度まで三年間の宮城県の目標医師数は、全ての医療圏で二〇二〇年現在の医師数と同じなのです。医師少数区域の三つの医療圏も、一人も増えない計画となっています。しかし、県の資料によると、県内の公立病院の求人数は、今年六月一日現在で、十六病院・一診療所で五十四人に上ります。民間病院も入れると更に増えます。医師の働き方改革を進めるためにも、医師を増やすことが必要です。実は、この問題は二〇二〇年二月議会でも取り上げました。地域の実態と乖離した目標を撤回し、新たな目標医師数を定めよ、国のガイドライン見直しを求めよという私の質問に対して、当時の伊藤哲也保健福祉部長は、全国一律の基準で機械的に算定したため、必ずしも地域の実情を反映した内容とはなっていないと認識している。次回の見直し時期に向け、より実効性の高い計画となるよう国に要請すると回答しました。しかし、今回も四年前と同様、一人の医師も増やさない計画でした。高齢化で患者数は増えるのに、医療従事者が不足すると脅すだけでなく、地域の実態を踏まえた新たな目標医師数を設定し直すよう求めます。いかがですか。

看護師の確保も喫緊の課題です。二〇二二年の宮城県の人口十万人対看護師数は九百三十四・四人で、全国の千四十九・八人を下回り、全国四十一位です。四つの医療圏全てが全国値を下回り、中でも仙南医療圏は特に不足しています。また、宮城県の病院看

護職員の確保状況は、二三年四月一日現在で、採用予定人数千三百七十九人に対して採用人員が千百四十五人と、八三％の採用率です。慢性的な看護師不足を解消するためには、従来の取組にとどまらない抜本的かつ総合的な対策と予算の増額が必要ですが、どのように進めるのかお答えください。

次に、大綱二、宿泊税導入は断念せよについて伺います。

二〇二〇年二月定例会に宿泊税導入の条例が提案されましたが、宿泊事業者からこぞって反対の声上がり、そこに新型コロナの拡大でホテルや旅館のキャンセルが相次ぎ、知事は宿泊税の撤回を表明しました。それから四年後、コロナが落ち着いて県内経済が順調に回復しているとして、県は、今年の一月十五日のみやぎ観光振興会議で宿泊税導入について説明。直後の経済商工観光及び総務企画委員会に、観光振興会議では十二人中十一人から賛同を得た。圏域会議では、七圏域のうち五圏域から理解を得たと報告しました。ところが、三月二十五日に、鳴子・作並・遠刈田など七温泉旅館組合、日本旅館協会県支部、県ホテル旅館生活衛生同業組合松島支部など十団体が、県に宿泊税導入反対の要望書を提出。六月十一日には、仙台ホテル旅館組合と作並温泉旅館組合が、仙台市に宿泊税導入反対の要望書を提出するなど、宿泊事業者の反対の声が広がっています。県が後ればせながら開いた六月六日の鳴子温泉での意見交換会は、非公開の予定が参加者の声で急遽公開となり、次々と反対の声が出されました。日本共産党県議団は、五月十七日と十九日に、松島と東鳴子温泉の事業者からお話を伺いました。以下、宿泊事業者の声をお届けしながら質問いたします。

第一は、宿泊客数の回復についてです。松島と鳴子の事業者は、こぞって「宿泊客数はコロナ前まで回復していない」と言っています。県の観光統計概要を見ますと、過去最高の宿泊者数を記録したコロナ前の二〇一九年は、県内全体で九百八十八万七千人余でしたが、二〇年・二一年はコロナで約六割に激減、二二年にやっと七九％まで回復しています。二三年は、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の調査で一九年比約九五％と、回復途上というのが今の到達です。こうやって必死で回復を図っているのに、宿泊税の導入はお客さんへの抑制効果につながるのではないか、山形や岩手など隣接県に流れてしまうのではないかと、事業者の危惧が出されています。この声にどう答えますか、伺います。

第二は、宿泊事業者の深刻な経営実態です。「コロナで宿泊産業はぼろぼろ。補助金で息を長らえてきたが、財務状況も悪く累積赤字。赤字解消に十年から十五年かかる。借金もかさみ、猶予されていた固定資産税の支払いやゼロゼロ融資の支払いが始まっている。人手不足でお客さんを目いっぱい受け入れられない。そこに物価高騰で仕入れが大変」など、深刻な実態が次々と出されました。一般社団法人日本旅館協会のアンケートによれば、宿泊事業者はコロナ禍での借入金膨張により約四割が債務超過に陥り、四年前より経営は悪化していると言います。こういう経営環境での宿泊税の導入は、更にリスクを事業者に強いることになると思いますが、いかがですか。

第三は、宿泊税の徴収についてです。「入湯税と宿泊税で四百五十円は高い。素泊まり三千円以上で三百円は乱暴。東京都では一万円以下はゼロだ」、「料金を下げた途端に予約が入るくらいお客さんは料金にシビアなのに三百円は大きい」、「湯治で十泊すれば三千円の宿泊税。料金を上げないために努力をしているのに報われない」など税率への不満や、「入湯税や宿泊税はフロントで徴収することになるが、フロントの負担が大きい」など人的体制への懸念、「取りっぱぐれたら身銭を切るのか」、「外国人にどう説明をするのか」、「カードで払うと言われたら、手数料はどうするのか」などの疑問が次々と出されました。これらの意見や疑問にお答えください。

第四は、宿泊税の効果についてです。宿泊税を導入してお客さんが増えるのかという疑問が寄せられています。県は、震災前には七億円だった観光関連予算を、震災後は最高二十四億円という巨額の予算を投入してきました。ある旅館の事業者は、「デステイネーションキャンペーンをやってもお客さんが増えた実感はない」と言っていました。この震災後投入した巨額の予算が、県内の宿泊施設にどのような効果をもたらしたのか、お答えください。

第五は、宿泊税の納税義務者である宿泊事業者の声を十分に聞かず、協議もしないで進めようとしていることへの怒りの声です。「七圏域の二つだけが反対ではなく、宿泊業界はどこも反対だ」と言っていました。県はやっと、鳴子温泉から始まって、七月上旬までに八か所で意見交換会を開催するということですが、開催に当たっては公開して行うこと、また、事業者の皆さんの意向を尊重して、宿泊税導入は断念するべきです。併せてお答えください。

次に、大綱三、女川原発再稼働の中止を求めるについて伺います。

五月九日、当県議団で志賀原発のある志賀町の被害状況を調査しました。原子力災害の避難計画では、志賀原発より北の住民は能登町に避難予定でしたが、避難道路となっている国道二百四十九号線は土砂崩れなどで何か所も寸断。二か所の土砂崩れに挟まれた七海地区の約四十件の集落が一時孤立しました。震度七に見舞われた富来地区は、家屋の倒壊などの被害が今も生々しいままでした。町立富来病院は放射線防護施設となっていました。廊下の天井が崩落して、七十二人の患者さんを移送したそうです。七海地区も富来地区も原発から三十キロ圏内で、まずは屋内退避の地域です。しかし、家屋の倒壊や断水で屋内退避自体が難しく、避難の指示が出ても道路の寸断や海岸線の隆起で陸路も海路も絶たれ、能登空港に自衛隊が降り立つことができたのは、地震から十日後でした。おまけにモニタリングポストも十八局が計測不能となり、一時移転の判断もできない状況でした。

能登半島地震を踏まえて、原子力規制委員会では、三月二十七日に原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの設置を確認し、宮城県の原子力安全対策課の長谷部課長が委員となりました。また、内閣府では、多数の道路寸断や孤立地区の発生、放射線防護施設の損傷について被災状況を調査し、調査結果のほかの地域への共有を図るとしています。その後の屋内退避の運用の検討状況と検討結果が出る時期がいつか、また、内閣府の調査結果を踏まえた宮城県の課題について、お答えください。

三陸沖も地震多発地帯で、今後も大きな地震が予測されています。東北電力は九月に再稼働予定ですが、再稼働すれば原発のリスクは高まります。女川原発の再稼働をする前に、能登半島地震の検証を踏まえて、緊急時対応をつくり直すべきです。知事、いかがですか。

志賀町には、要配慮者の避難場所として、放射線防護施設が十二か所ありましたが、そのうち五か所が損壊し、うち二か所は閉鎖、富来病院と特養ホームの二か所が患者・利用者に移転させました。新聞報道によりますと、東北大災害科学国際研究所の柴山明寛准教授は、能登半島地震では阪神大震災後の二〇〇〇年基準の耐震基準を満たさない木造住宅も大きな被害を受けたことを紹介し、宮城も注意が必要だと警鐘を鳴らしています。宮城県の十二か所の放射線防護施設についても、二〇〇〇年基準に基づいた点検

と耐震補強が必要と考えますが、いかがですか。

女川原発二号機は、九月に再稼働すると、四年程度で使用済み燃料プールが満杯になります。そこで東北電力は、使用済み燃料を発電所から搬出するまでの間、発電所の敷地内で一時的に貯蔵する施設として、乾式貯蔵施設を二棟設置するための原子炉設置変更許可申請を、二月二十八日に原子力規制委員会に提出しました。そこでお聞きいたします。一時的に貯蔵する施設ということですが、何年間貯蔵して、どこに搬出するかお答えください。

青森県六ヶ所村にある日本原燃の再処理工場は、一九九三年四月に着工して、当初九七年稼働の予定でした。ところが、なんと二十六回も工事延長して、今年度上期の完成を目指すしていますが、二十七回の延長が確実で、各原発では敷地内に新たな保管場所を確保する動きが相次ぐと新聞等で報道されています。六ヶ所村の再処理工場は、二三年六月現在、総事業費は十四兆七千億円に上っていますが、完成するめどは立っていません。福井県の高速増殖炉もんじゅは既に廃炉になっています。核燃料サイクル自体が破綻していると思いますが、知事の認識を伺います。

乾式貯蔵施設は、ほかに使用済み核燃料を保管する場所もなく、再処理工場完成のめどが立たなければ、一時的な貯蔵施設ではなく、長期間貯蔵することになってしまう、下手すれば女川が核のごみ捨場になってしまうことを危惧しますが、いかがですか。

東北電力は、乾式貯蔵施設について、今年十二月頃の規制委員会の許可を希望しています。許可が出れば、県と石巻市、女川町の地元同意が求められます。女川が核のごみ捨場になりかねないという、地域住民及び宮城県民にとって重要な問題です。県は、石巻市や女川町はもとより、県内各地で住民説明会を開いて意見を聞くべきです。いかがですか。

まさにトイレのないマンションです。使用済み核燃料の行き場がないのに原発を再稼働することは、無責任極まります。核のごみを増やさないために、今からでも女川原発再稼働を中止すべきと考えますが、知事の御答弁を求めて、壇上からの質問いたします。御清聴ありがとうございます。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 天下みゆき議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、四病院再編構想の撤回を求めるとの御質問にお答えいたします。初めに、県立精神医療センターの移転反対の声についてのお尋ねにお答えいたします。

東北労災病院と県立精神医療センターの富谷市への移転・合築の協議につきまして、令和元年度のあり方検討会議の提言を踏まえ、老朽化した施設の早期建て替えや、東北労災病院との合築による身体合併症への対応能力の向上などを目指して取り組んでいるものであり、県の精神科医療体制の向上に資するものと考えております。患者や家族、関係者の方々からは、移転後の県南部の体制などを懸念し、移転に反対する声などを頂いておりますが、県といたしましては、当事者からの御意見などを踏まえ、現在、本院の移転とともにサテライト設置案の検討を進めているところであり、病院再編に伴う不安や懸念を少しでも払拭できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県内の精神医療のバランスを大きく崩すのではないかとの御質問にお答えいたします。

富谷市に移転後の県立精神医療センターについては、全県を対象とした措置入院をはじめとする精神科救急や、現在、受入れ体制に課題のある身体合併症患者への対応などを主な機能として想定しており、また、サテライトの設置により本院の病床規模も当初より小さくなる想定であるため、県北部の既存病院との競合などの影響は少ないものと考えております。また、名取市に整備予定のサテライトの規模や機能につきましては、現在、精神医療センターの入院患者の居住地や入院形態等の属性などに基づき検討を行っており、入院中心から地域移行を推進するという流れを見据えながら、県南部の精神科医療提供体制を確保できるよう、引き続き検討を進めてまいります。

次に、名取市の分院では地域包括ケアシステムの維持は困難ではないかとの御質問にお答えいたします。

名取市に整備予定のサテライトには、入院機能のほか、外来・デイケア・訪問看護の機能を備えることを想定しており、本院の移転後においても県南部の地域包括ケアシステムを維持できるよう、サテライトの機能や規模を引き続き検討してまいります。ま



た、県南部の地域ネットワークの確保に向けては、入院中心から地域移行を推進するための受皿が比較的整っているという特質を踏まえ、にも包括推進のためのコーディネーターの配置など、保健福祉事務所の体制を強化することにより、一層の充実を図ってまいります。更に、関連予算を拡充し、にも包括の普及啓発やピアサポート活動への支援、入院者訪問支援などの取組について、全県的に実施してまいります。

次に、大綱三点目、女川原発再稼働の中止を求めるとの御質問のうち、使用済み核燃料の行き場がないので女川原子力発電所の再稼働を中止すべきとのお尋ねにお答えいたします。

我が国は資源が少なく、エネルギー安全保障上の脆弱性を有していることから、使用済み燃料対策を含む核燃料サイクルや、原子力発電所の稼働の是非を含む原子力政策については、国において総合的に判断されるべき問題であると考えております。また、令和二年に行った、経済産業大臣からの再稼働に係る政府方針への理解の要請に対する回答時には、私から大臣に対し、国が責任を持って使用済み燃料対策について行うよう要請をしております。県としては、使用済み燃料対策の促進について、国がこれまで以上に前面に立って取組を進めるよう、引き続き要請するほか、全国知事会や原子力発電関係団体協議会を通じて要請してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱三点目、女川原発再稼働の中止を求めるとの御質問のうち、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの検討状況と内閣府の調査結果を踏まえた我が県の課題についてのお尋ねにお答えいたします。

検討チームでは、これまで二回の会合が開催され、屋内退避を効果的に運用するための検討を行っており、現在、国の新規制基準に基づく重大事故等対策が機能した場合を想定した、放射性物質の拡散シミュレーションを実施しているところです。検討チームの検討結果については、今年度内に原子力規制委員会に報告されることになっております。また、内閣府による能登半島地震に係る被災状況調査では、孤立地区の発生などが確認されており、我が県においても複合災害時の対応の重要性を改めて認識したとこ

るです。このため、去る六月十二日のみやぎ県民防災の日総合防災訓練では、初めて原子力災害を想定した訓練を行っております。引き続き、国、関係市町と連携し、避難計画の更なる実効性の向上に努めてまいります。

次に、緊急時対応の見直しについての御質問にお答えいたします。

関係七市町の避難計画を取りまとめた女川地域の緊急時対応については、道路寸断や孤立地域の発生など、複合災害時の対応も含め、国の原子力防災会議において具体的なかつ合理的であるとして了承されたものです。現在、内閣府が中心となり、志賀地域で複合災害時の対応の検討が進められていることから、県としましては、その動向を注視し、必要に応じ、国、関係市町とともに緊急時対応の見直しを検討してまいります。

次に、放射線防護施設についての御質問にお答えいたします。

阪神淡路大震災で多くの木造住宅が倒壊したことを踏まえ、いわゆる二〇〇〇年基準では、木造住宅を対象に耐震基準の強化が図られたものと認識しております。我が県の放射線防護施設は、鉄筋コンクリート構造などであり、耐震構造あるいは耐震性能に支障がないことを確認しております。

次に、乾式貯蔵施設には使用済み燃料を何年間貯蔵して、どこに搬出するのかとの御質問にお答えいたします。

東北電力女川原子力発電所の敷地内に乾式貯蔵施設を設置することについては、東北電力との安全協定に基づき、事前協議を受けております。協議に際し、東北電力からは、乾式貯蔵施設における使用済み核燃料の貯蔵は一時的なものであり、搬出先は、これまで搬出実績のある国内外の再処理事業者とすると同っております。

次に、核燃料サイクルが破綻しているのではないかとの御質問にお答えいたします。我が国では、資源の有効活用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。令和三年十月に閣議決定された第六次エネルギー基本計画では、核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得ながら取り組むこととされております。核燃料サイクルを含む原子力政策については、エネルギー政策を所管する国において、総合的に判断すべき問題であると考えております。

次に、乾式貯蔵施設は、再処理工場完成のめどが立たなければ、一時的ではなく、長期間貯蔵する施設になってしまうとの御質問にお答えいたします。

使用済み燃料対策の促進については、国に対し、全国知事会や原子力発電所関係団体協議会を通じ、継続的に要望してまいりました。使用済み燃料対策は、国が前面に立つて主体的に対応し、取組を着実に進めていく必要があることから、引き続き国に対し、対策の促進について求めてまいります。

次に、県内各地で住民説明会を開催し、意見を聞くべきとの御質問にお答えいたします。

乾式貯蔵施設の設置については、事業者の判断で実施することであるため、東北電力が主体的に説明責任を果たすべきと考えております。県としましては、東北電力に対し、乾式貯蔵の意義や安全性等について、地元住民への丁寧な説明を行うよう求めてまいります。

私からは、以上です。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、四病院再編構想の撤回を求めるとの御質問のうち、県立精神医療センターの富谷移転反対の声明に対する受け止めと、関係団体との連携についてのお尋ねにお答えいたします。

宮城県精神科病院協会をはじめとする関係団体からは、富谷移転反対の声明など、様々な機会でも要望や要請を受けておりますが、移転後の具体的な対応が定まっていないことが、不安や懸念の大きな理由になっているものと認識しております。県といたしましては、頂いた御意見を真摯に受け止め、引き続き対応策の検討を進めるとともに、医療・保健・福祉の連携についても、全県的なにも包括の構築に向けて、当事者団体や県自立支援協議会等から意見を伺いながら、県民への普及啓発や関係機関のネットワーク構築、人材育成のほか、地域移行の受皿となる精神障害にも対応するグループホームなどの整備も進めてまいりたいと考えております。なお、移転先となる富谷市においても、心のサポーターの養成や精神障害への理解を深めるシンポジウムの開催などの取組を行っているところであり、市町村とも協力しながら、医療・保健・福祉の連携による体制

づくりを目指してまいります。

次に、サテライト案の合意見通しについての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターのサテライト案については、今年二月までに精神医療センター職員との意見交換を計三回行っており、職員からの様々な意見や指摘を踏まえ、財政面や医療スタッフの確保などの観点から、現実的に運営が可能となるよう、具体的な機能や規模などを精査しているところであります。県といたしましては、本院の移転とサテライトの設置案を更に検討・検証した上で、改めて職員と意見交換を行う予定であり、引き続き現場の声を伺いながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、県立精神医療センターを名取市内で建て替えるべきとの御質問にお答えいたします。

東北労災病院と県立精神医療センターの移転・合築の協議については、県南部の精神科医療提供体制の確保に向けたサテライト案や、移転・合築後の両病院の診療連携の在り方などについての検討に時間を要しており、今年度も引き続き、基本合意に向けて協議を行っているところであります。県といたしましては、県立病院機構とも十分に調整の上、精神医療センターの富谷市への移転に向けた協議を進めてまいりたいと考えておりますが、本院の移転とサテライト設置案に対するこれまでの当事者や関係者などからの御意見も踏まえ、令和元年度のあり方検討会議で提起されている諸課題にどのように対応していくかについて、引き続き検討してまいります。

次に、県立精神医療センター及び県立がんセンターの退職者数についての御質問にお答えいたします。

県立がんセンターの退職者数のうち、医師については、令和二年度と五年度の比較では十二人増加しておりますが、そのうち八人は東北大学から派遣された医師の交代人事に伴うものであります。また、同じく、看護師の退職者数については、両センター合わせて十六人増加しておりますが、内訳としては定年退職者が六人、自己都合退職者が十人の増となっており、自己都合については、家庭の事情やキャリアアップに向けた進学のためなど、個人的な理由によるものが多かったと伺っております。病院の安定的な運営のためには、職員に長く勤務していただくことが重要であることから、県といたしましても、働きやすい職場づくりの推進に向けて、県立病院機構に協力してまいりたいと

考えております。

次に、回復期病床や在宅等への移行についての御質問にお答えいたします。

県民が将来にわたって安心して暮らせる医療環境を実現するためには、少子高齢化の急速な進展や疾病構造の変化等に対応しながら、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図ることが非常に重要であります。今年度策定した第八次地域医療計画では、地域医療構想上の必要病床数に対し、仙台医療圏における急性期病床は二千四百五床過剰であり、病床利用率も六五・六%にとどまっています。一方、回復期病床は二千三百七十三床不足しておりますが、増加が見込まれる高齢者等の患者の状態に応じてリハビリ等の適切な医療を提供するため、回復期や療養病床、介護施設や在宅への移行を進めるべき状況にあります。そして、こうした回復期等への移行は、今後の人口減少を見据えた医療人材確保の観点からも、重要な意味を持つていると考えております。また、在宅医療については、介護サービスと連携した地域包括ケアシステムの中で治療や療養を必要とする患者が、御本人や御家族の希望に沿って適切な医療を受けられるよう、体制の整備等を進める必要があると考えており、先月改正された育児・介護休業法の趣旨を踏まえ、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等も図っていくべきものと認識しております。

次に、医師確保計画における新たな目標医師数についての御質問にお答えいたします。

医師確保計画における目標医師数については、地域の医療提供体制を維持することを考慮して国が算出した必要医師数を基準に、設定することとされております。この基準により、今年四月に策定した県の医師確保計画における目標医師数は、前回計画と同様、結果的に策定時点の現在医師数と同数になっておりますが、前回よりも増えており、より地域の実態に近づく形になったものと認識しております。県といたしましては、地域や診療科によって医師不足が生じており、医師の偏在が大きいという課題を踏まえ、今後とも、県内医療機関等からの要望を真摯に受け止め、医療現場の実態や将来的なニーズ等も的確に捉え、地域医療に必要な医師の確保に努めてまいります。

次に、看護師不足解消のための取組についての御質問にお答えいたします。

県では、看護師不足の解消に向け、新規養成と県内就業促進、復職支援、定着促進

を三つの柱に据え、様々な対策を実施してまいりました。特に今年度は、関連予算を増額し、看護職員採用に関するセミナーの開催を通じて県内病院の採用力向上を支援するとともに、合同就職説明会への参加支援などにより県内病院の知名度向上を図り、看護職員の県内就業及び定着促進を指すこととしております。また、学識経験者、県医師会、県看護協会、看護師等学校養成所、医療機関などの関係機関が一堂に会した検討会を新たに設置し、地域の実情に応じた一体的かつ総合的な看護職員の確保を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱二点目、宿泊税導入は断念せよとの御質問のうち、宿泊税導入による宿泊事業者の危惧についてのお尋ねにお答えいたします。

宿泊税の導入が宿泊客の抑制につながるのではないか、隣接県に流れてしまうのではないかといった声は、みやぎ観光振興会議や個別訪問の際などに頂戴しており、県としても、こうした声に十分寄り添っていくことが必要であると認識しております。なお、先行して宿泊税を導入している自治体からの情報では、宿泊税の導入による宿泊客の減少や隣接自治体への流出はないと伺っているところでありますが、県といたしましては、宿泊者の増加につながるよう、必要な観光振興施策を展開してまいります。

次に、宿泊税の導入が更なるリスクを事業者に強いるとの御質問にお答えいたします。

県では、宿泊事業者の方々から、実質無利子・無担保で融資を行う、いわゆるゼロゼロ融資の償還開始に加え、物価やエネルギー価格の高騰により、コロナ禍以前より経営が厳しい、空き室があっても人手不足で宿泊者を受け入れることができないといった声を頂戴しております。宿泊税の導入が更なる経営上のリスクとならないよう、宿泊事業者の状況を確認しながら、必要な対応を行ってまいります。

次に、宿泊税の徴収に関する宿泊事業者の不満や懸念、疑問についての御質問にお答えいたします。

県では、これまでも宿泊税に関して、宿泊事業者の皆様から様々な御意見を伺って

きたところですが。引き続き、現在実施している意見交換会や個別訪問等を通じて、事業者の不満や懸念、疑問をお伺いしながら、丁寧な対応に努めてまいります。

次に、震災後の観光関連予算が県内宿泊施設にもたらした効果についての御質問にお答えいたします。

県では、東日本大震災により落ち込んだ観光・宿泊客数の回復のため、東北観光復興対策交付金や復興関係基金等を活用し、東北各県と連携した国内外への誘客プロモーションや、宮城オルレをはじめとする外国人ニーズに対応した滞在型・体験コンテンツの発掘、磨き上げに加えて、沿岸部の交流人口拡大のための宿泊観光施設整備などに取り組んでまいりました。その結果、令和元年の県内への観光客入り込み数については、約六千七百九十六万人、宿泊観光客数も約九百八十九万人と、震災前の水準を大きく上回り、過去最高を記録したほか、特に外国人観光客宿泊者数は初めて五十万人の大会を突破するなど、大きな効果が得られたものと考えてございます。

次に、意見交換会は公開とし、宿泊税導入を断念すべきとの御質問にお答えいたします。

意見交換会の実施に当たっては、制度設計などに対する意見のほか、宿泊事業者が抱える課題や今後実施すべき施策などについて、忌憚のない意見交換が行えるよう、非公開を基本としてまいります。宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の支部から公開したいとの申出があった場合は柔軟に対応する方針であり、今月六日に開催した鳴子地区での意見交換会は公開で開催したところです。また、宿泊税は、宿泊施設の収益力の強化や深刻化する人手不足、持続可能な観光地域づくりに対応する施策を推進する上で必要な安定的財源と考えており、同じく宿泊税の導入を検討している仙台市と協議を続けてまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 御答弁ありがとうございます。

最初に、原発の問題について再質問をさせていただきます。

屋内退避の検討会議は今年度内までということでしたが、また、孤立地区の発生などは宮城にとっても課題だと認識しているということでした。これらの方向性が

見えてきたときに、改めて緊急時対応・避難計画は見直しを行うということでもよろしいのですよね。確認です。

○副議長（本木忠一君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、今、国のほうで志賀地域の災害対応について検討しているということでございます。そこで新たな知見が入りました場合には、我々のほうとしても、その内容に応じて見直しをする必要があるのではないかなというふうに考えております。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） はい、見直しをする方向だということだと思います。それで、ただ、九月に再稼働ということなんですよ。再稼働してしまいますと、この屋内退避の検討などはまだ結果が出ていないわけですよ。そういうときに、万が一、再稼働して、いざというとき、複合災害などが起こったときには危険ではないかと思うのですが、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） こちらの女川地域の緊急時対応については、国のほうの了承も得た避難計画という形ではありますけれども、能登半島地震の後、そういったことで、こちらの見直しをする必要があるということをお国の方から言われているわけではございません。ですから、先ほども申し上げたとおり、現在能登半島のほうで検証している中で新しい知見が出て、それで我々のほうの避難計画も、それに合わせて見直す必要があるのであれば見直すと。そうでなければ今の避難計画はそのまま継続してやっていくという形になりますので、今の時点ではそういう状態であります。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 国の新しい知見を待たずに、宮城県としてもしっかりと検証して、改めて県民の安全第一に避難計画を見直すべきだと言っておきます。

次に、乾式貯蔵施設についてですが、青森県では、むつ市の中間貯蔵施設について、六市で県として県民説明会をやると言っています。県としてやらないということは、知事は県民の声を聞かずに理解の表明をするということでしょうか。いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 復興危機管理部長高橋義広君。



○復興・危機管理部長（高橋義広君）　こちらの乾式貯蔵施設に関しましては、今現在女川原子力発電所の建屋内にあるプールの中に保管している使用済み燃料を、同じ敷地内の外側に施設を造って保管するというものなんです。青森県の場合ですと、これは新しくむつ市の中にそういう場所を造って、県外からそういった使用済み燃料を持ってくるといふことで、全然状況が違うわけですね。そういった中で、我々としては、ここはまず事業者である東北電力のほうでそういうことをやりたいということであれば、きちんと地元に対しては説明してほしいという形の話をしております。

○副議長（本木忠一君）　二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君）　乾式貯蔵施設は、先ほど言ったように、下手すれば一時的でいつになるか分からないということですので、ここはしっかり住民の声を聞くべきです。要望しておきます。

次に、宿泊税なのですが、知事は六月十日の記者会見で、宿泊税について、鳴子は反対意見が多かったようだが、そのほかの地域、全体的には理解を示していると言っています。反対は鳴子だけではありません。気仙沼、南三陸、そして松島、遠刈田、作並、仙台ホテル旅館組合も、既に反対の要望書を出しているところなんです。賛成多数のように描くのは誤りだと思いますが、いかがですか。

○副議長（本木忠一君）　経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君）　先ほど知事答弁に記者会見のお話がありましたけども、それにつきましては、やはり我々、各圏域ごとに、宿泊事業者だけではなく観光事業者も含めた会議も含まれている中で、その中で、各宿泊事業者につきましては、それ以外にも各個別に、累計、延べすと百人を超える事業者の方々にも意見を聞いてございます。その中で、支部単位ではなかなか反対という声も、要望書を頂いていますけども、その中にはやはり宿泊税を導入してこの地域を活性化したいとかつていう声も聞いているということを、我々としても知事にもお伝えしているものですから、そのような背景もあつての発言ですので、その辺は今後ともしつかりと、宿泊事業者の皆様には今後とも丁寧に説明して理解いただけるように、我々としては丁寧に努めてまいりたいと考えてございます。

○副議長（本木忠一君）　二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 宿泊税を直接頂くのは宿泊事業者ですので、やはりその声は非常に重要だと思います。ほかの観光事業者と一緒にいうわけにはいかないと思います。そのことをまず指摘しておきたいと思います。

そして、四年前の宿泊税の条例提案時に公表が間に合わなかった。パブリックコメントの結果を、このたび頂きました。一千二十八人から千三百二件の意見が寄せられておりましたが、明確に賛成の意見は、よく数えたのですが、僅か十二件だけで、1%にも満たない状況でした。出されている意見は、今回私たちが伺ってきた松島や鳴子の意見と重なっていました。四年間、宿泊事業者の意見は基本的に変わっていないじゃないかと。むしろ経営状況はより一層厳しくなっているんだと思いますが、やはりこの宿泊事業者の意見をしっかりと聞くということについて、もう一度いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 我々としてもしっかりと今も御意見を頂いておりまして、事業者の皆様の声も、やはり我々と危機感共有しているのかなという部分が多々あります。例えばなんです、物価が上がっており収益がなかなか上がらない。ゼロ融資の返済が始まった、どうしよう。それから、人材育成に手が回らない。人手不足で稼働率を上げられない、若者の採用ができず、これからの経営が不安である。それから、地域に活気がなく周辺の人の流れが少なくなってきたということ、そういった危機意識を我々共有していますので、今、宿泊事業者の方々とやっていますのは、それをじゃあみんな一緒に考えていきましょう。今後、宿泊税の導入の時期もあるんですけれども、それを一緒になって考えながら、こういった課題を解決していこうというところで、今意見交換会をやってございますので、これ、今後、六月中、それから七月、八月、続けてまいりますので、その中で皆様との共通理解を得ながら、本県の観光施策を推進してまいりたいと考えてございます。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） コロナ前ですけれども、予算の投入で宿泊者数が大幅に増えた、さつき御答弁がありました。しかし中身を見ますと、松島、それから鳴子温泉、二口溪谷、気仙沼唐桑半島、南三陸などは、みんな宿泊事業者は逆に減っているんですよ。増えているのは旧仙台市の部分で、ここが大幅に増えているのです。つまり、

県内の名だたる観光地の宿泊客が、あれだけの予算を投入して減少していることをどのように見えていますか。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 宿泊者数とか観光客の入り込み数につきまして、県内での格差があるのは我々十分承知しております。ですので、我々としては今も、仙台市に一旦来た観光客の方を、いかに県内周遊させようか、そういった取組をいろいろと行っております。その一つが宮城オルレということで、県内各地にコースをつくりながら周遊していただいたりとか、実際にいかにして仙台に宿泊する方を気仙沼だったり大崎だったり県南だったり行っていたかどうかということも、今本当に宿泊税の振興施策の中で皆さんに御議論していただいていますので、これは今後とも大きな課題だと思っておりますので、引き続き我々としても力を入れて推進してまいりたいと考えてございます。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 時間の関係で、四病院の問題に行きます。

知事は、分院があれば名取市のにも包括は維持できるとお考えのようですが、それは間違いです。先日、グループホームの支援員さんのお話を聞く機会がありました。支援員さんは病院から退院支援の依頼を受けると、病院を訪問する。拒絶されることもある中で、何回も何回も病棟を訪ねて、患者さんの不安に寄り添い、半年くらいかけて信頼関係をつくっていくそうです。その間も何度も何度も行きつ戻りつしながら、グループホームの見学、そして退院にこぎ着けるそうです。近くに病院があつてこそできるところだと言っていました。患者さんが平穩に暮らすためには、病院にも包括は一体のものとして、同じ地域に必要なのです。名取のにも包括を壊してまで富谷市に移転すべきではないと思いますが、知事いかがですか。知事に答えてほしい。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 名取のにも包括を壊すなんて一言も申し上げておりません。とにかくいろんな御意見がありますので、しっかりお声を聞きながら、よく判断してまいりたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 壊すというより壊れると言っているんですね。壊れてしまふよつていうことを専門家が皆さん指摘していることを重く受け止めるべきです。そして富谷にもつくと云ってはいるわけですが、実際は名取のような形になるには何十年もかかると思います。退院の受皿は、病院ができて退院者が出てこなければ始まりません。その間は結果として地域移行は後退することになると思いますが、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 先ほど答弁でも触れましたけれども、基本合意が順調にまとまったとして、新しい病院がスタートできるのは五年以上先の話でございます。その間、今年度から向こう五年間に向けて、にも包括関連予算について非常に多額の財源をしっかりと確保した上での予算計画を定めさせて取り組むこととしております。富谷市のほうでは自主的に、先行した様々な地域移行、にも包括の強化に向けての自主的な取組もしていただいているということもあります。また、我々としても、黒川の保健所の機能強化等々も併せまして、様々な判例の中から、地域の中で、富谷の地域でもそういった名取のような理想的な体制に近づけていけるようなことを今今から取り組んでいくことで、何とか頑張つてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 次に、児童思春期の患者さんが二百四十名いらっしゃいます。その七割が太白区以南の患者さんです。富谷では通院できなくなります。入院中で病状が改善した方は病棟から学校に通学していましたが、それもできなくなります。なぜここまで子供たちに困難を強いるのか、お答えください。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 児童思春期の患者さんは県内全域にいるということも前提に、いろいろと我々、考えを進めてまいりました。例えば、子ども総合センターのメンタルクリニックがございます。それは気仙沼と石巻等々、古川にも分院というか構えて巡回型でやっておりますけれども、そういったトータルの患者数を考えますと、むしろ県北部のほうが数は多いということになっております。全県的にはそういった傾向にあるという形なんです。したがって、サテライト案については、富谷のほうに児童及び思春期病棟を持つてくるというような提案もしておりますが、それに対する反論と

いうか、別な観点から検討できないのかといった精神医療センターの職員のほうからの意見も頂戴しておりますので、様々そういったことを考え合わせながら、全体的な観点到立って底上げを図っていけるような体制づくりに努めていくように検討を進めているところでございます。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 今の精神医療センターの職員との膠着状態では、私は労災本部との基本合意は難しいのではないかと思います。担当の職員はむしろ困っているんじゃないかと思うのですが、その辺りは本当にやれると思っっているのですか。どうやって切り開くつもりなのですか。お答えください。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 基本合意へ今年度に持ち越しというか延期して取り組んでおりますが、労災病院側のほうからも、どういった規模・機能の精神科の体制を、県立精神医療センターの体制を持つていくのかというところができない限り、具体的な議論に入れないということを指摘いただいております。したがって、現在目下の喫緊の課題は、県立精神医療センターの在り方、サテライト案も含めた在り方をどのような形で落ち着けていけるかの検討を鋭意進めていくことに尽きるということでございます。先ほど来答弁申し上げたとおり、まだまだ課題はありますけれども、課題も明確化して御提示いただいて、それを我々今引き受けて検討している、精査している段階でございますので、そういったことも踏まえながら、県としての考え方を至急取りまとめ、それをまた県立精神医療センターの職員の方に御説明いたしましたして、意見交換を重ねていく先でしっかりと基本合意に向けて頑張ってまいりたいと思っております。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 職員の皆さんが指摘していることは、もうサテライト案自体が現実的ではないっていうことだと思います。私もそのように思います。専門家もそう言っています。そういう点では、富谷への移転そのものが撤回されるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 我々としては、サテライト案について職員の皆さんか

ら頂戴している意見も様々なものがございますので、例えばサテライトにするにも、南のほうを大きくした北のサテライトという形ができないかとか、あるいは段階的に南から北に移行していくようなサテライトができないのかといった意見もあるわけです。中身をいろいろと精査しながら検討しておりますが、いずれにしましても、令和元年のあり方検討会議で提起された新しいいろんな課題をどうやったら全県的に解決できるのかといった観点に立って、様々な視点から検討を進めてまいりたいと思っております。

○副議長（本木忠一君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 精神医療センターの建て替えが遅れるだけだと指摘しておきます。

最後にですが、六月十六日の河北新報に、四月に病院機構理事長に就任した山田秀和がんセンター総長へのインタビュー記事がありました。理事長は、新病院にはがんセンターの三つの特徴、希少がんを含めた幅広い治療、ロボット支援手術やがんゲノム医療など高度で先進的な治療、患者を支える手厚い体制、この三つはもちろん、臨床と研究が表裏一体で発揮していた科学的なマインドや緩和ケアも残したいと話しておられました。知事、私はこの記事を読んで、改めて県立がんセンターはなくてはいけないと思いました。県立がんセンターが果たしてきた役割は、県民のかけがえのない財産です。基本合意を撤回して県立がんセンターを維持するよう強く求めて、時間ですので終わります。ありがとうございます。